

平成30年1月定例教育委員会 会議録

1月定例教育委員会を平成30年1月24日午後1時00分 市役所301会議室に招集する。

◆出席者

教育長 滝 誠

教育委員 教育長職務代理者 高木浩行 委員 千葉桂子 委員 紀藤統一
委員 田中秀佳 委員 小倉志保

事務局 吉野教育部長 小島子ども・子育て監
武藤学校教育課長 神谷学校教育課主幹 上原文化スポーツ課長
間宮子ども未来課長 小川指導主事

記録者 田中直美 和泉知子

傍聴者 黒田和子

◆次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 教育長報告
- 4 付議事件の審議
 - 第43号議案 平成30年度全国学力・学習状況調査への対応について
 - 第44号議案 犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱について
 - 第45号議案 犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱について
 - 第46号議案 平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定について
- 5 通信及び請願
- 6 協議・連絡
 - (1) 後援名義使用許可に関する報告
 - (2) 犬山市教育振興基本計画について
 - (3) 犬山市の教育施策2018「学びの学校づくり」について
 - (4) 犬山市部活動ガイドラインについて
 - (5) 教育関係者と教育委員との教育懇談会について
 - (6) いじめ防止に向けて
 - (7) 犬山シティマラソン・読売犬山ハーフマラソンの最終申込み状況について
 - (8) 文化財防火デーに伴う犬山城などの無料開放について
 - (9) 2月・3月行事予定表について
- 7 自由討議
- 8 その他
- 9 閉 会

◆議事内容

<p>教 育 長 :</p>	<p style="text-align: center;">開 会</p> <p>ただ今より 1 月定例教育委員会を開催します。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p style="text-align: center;">前回会議録承認</p> <p>前回会議録の承認をお願いします。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p style="text-align: center;">教育長 報告</p> <p>午前中の犬山幼稚園訪問、寒い中でしたがご出席ありがとうございました。久しぶりに小さな子ども達とふれ合い、心が洗われたような気持ちになったわけですが、子どもっていいなということ、改めて感じさせていただきました。</p> <p>2点ほどご報告させていただきます。1点目はインフルエンザの関係ですが、先週の月曜日辺りから、学級閉鎖をする学校が出てきております。15日月曜日に東部中1年生の1学級、東小1年生の1学級、火曜日には、犬山北小1年生、犬山西小5年生、羽黒小3年生の各1学級ずつ、水曜日に東小1年生が1学級、金曜日は東部中1年生が全員給食後早帰りをするという状況になっておりました。次の週は一段落するのかなと思っておりましたら、今週22日月曜日ですが、犬山北小5年生、楽田小1年生と4年生、東小4年生、犬山西小5年生、南部中1年生、犬山中2年生の7つの学級で閉鎖をしております。翌火曜日ですが、城東小3年生の2学級、犬山西小4年生、犬山中1年生、東部中2年生、城東中1年生、犬山中2年生、犬山南小1年生、そして本日楽田小5年生の1学級ということで、小規模校3校を除く全ての小中学校で学級閉鎖が実施されていることになっております。今年のインフルエンザはA型とB型が混在していて、お医者さんも対応に困って見えるようです。いつ、こういった波がわが身にも、教育委員会事務局にも押し寄せてくるかわかりませんので、十分対応できる部分是对应したいと思っております。また、委員の皆様方におかれましても、十分ご注意いただきたいと思えます。</p> <p>2点目ですが、後ほど神谷主幹の方から報告があると思いますが、部活動のガイドラインが出来ました。4月から校長会等に投げかけて、校長会と教育委員会と共に対応を協議してきたわけですが、最終的な段階で、平成30年度のところで、将来的に朝部活をやめるということについては合意ができたのですが、いつからかということについての合意がなかなかできない状況でいます。一番最初に教育委員会から提案したのは、平成30年度からは早朝練習を中止する方向で検討するという文言で学校現場に投げかけたわけですが、学校の中には朝部活はどうしても必要であるという学校がありました。そういった学校に対しては、午後の部活をやめて朝にたっぷり時間を取って、効率よく部活動の指導</p>

	<p>をするのが一つの方法だということで、進めてきたわけですが、何度も何度も教育委員会にもその都度報告させていただいているわけですが、とうとう先日の校長会の折に、教育委員会は一步譲って、30年度の9月からというラインを出しました。当初は30年度の4月からだというものを9月からと出したわけですが、それについても校長会は納得されないという状況でした。ゆくゆくは中止をすることについては賛成だけれど、その時期が31年度ではいけないのかということなんです。元々この議論が起こったのは何かというと、教員の多忙化解消、働き方改革であります。過労死ラインの80時間を超えて勤務をする教員がたくさんいる中で、このまま放置をしておくということは、正に教員の命そのものに関わることでありますので、猶予できる部分と出来ない部分があります。一日も早くやらなくてはいけないことだと思っています。ですから、事務局として提案してきたのは4月からというその状況を、9月まで半年程伸ばしたわけですので、これについてはもうこれで行きたいという、私も校長会が納得しなければ教育委員会の名前だけで行くぞというふうに申し上げたところ、校長会としては校長会の名前を外してくれということでありましたので、校長が教員の命を守らなければ、教育委員会が守るしかないという強い意志で決断しました。この部活動のガイドラインについては、神谷主幹が4中学校を回り、まずは先生方に説明をし、その後2月に行われる入学説明会の折には、校長が自らの口で保護者に対して説明するという手筈になっています。学校現場に長年勤めておりますと、それが当たり前のように思えてしまって、当たり前のことを変えていくということについては、非常に臆病だなと改めて感じたわけです。中には教育委員会の改革のスピードについていけないという校長先生もおみえでいらっしゃいました。4月からやってきて、半年以上かけて協議をし、来年度の4月からというのを9月からというようにやり取りしながら変えてきたわけですが、これについていけないという校長先生がおみえなのにはびっくりしました。この社会の変化についていけない中で、よく学校経営ができるなど、私自身強く思っております。それから、変化についていけないということですが、校長会と教育委員会とやり取りしながら、少しずつ中身を修正しているわけですので、当然変化をすることは当たり前です。こういった状況です。校長会や教頭会の場で今の気持ちは継続してぶつけていきたいと強く思っております。何か愚痴のようになってしまいましたが、教育長報告を終わります。</p> <p>それでは、付議事件の審議に入ります。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p style="text-align: center;">第43号議案</p> <p>「平成30年度全国学力・学習状況調査への対応」について、事務局お願いします。</p>
<p>小 川 主 事 :</p>	<p>これにつきましては、平成30年4月に実施される平成30年度全国学力・学習状況調査について、参加するものとする。この案を提出しま</p>

	<p>すのは、平成30年度全国学力・学習状況調査への対応を定める必要があるからです。調査日は4月17日、調査の目的は資料に記載のとおり の3点です。調査内容は教科に関する調査（国語、算数・数学、理科） と生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査です。調査結果等の集計・ 分析・提供は例年と同じように行われる予定です。ただし、結果提供日 は7月中下旬、公表日は7月末頃になると聞いており、例年より早くな る予定です。調査結果の活用については、教育委員会は「域内の教育の 改善に向けた取組を推進」、学校は「個々の児童生徒の課題に応じた教 育指導の改善に向けた取組を推進」と書かれています。有効に活用して いきたいと思えます。昨年度からの変更点ですが、来年度は27年度に 引き続き理科を実施する予定です。また31年度には中学校調査におい て英語調査を実施する予定です。「平成30年度全国学力・学習状況調 査」への対応については、1月の定例校長会でも話題にしました。参加 に否定的な意見をいただかなかったことを、提案に付け加え、報告させ ていただきます。</p>
教 育 長：	<p>ただいま事務局から提案をいただきましたが、来年度は理科、再来年 度は英語も実施されるということで、だんだんエスカレートしていくよ うな雰囲気を感じないわけではないです。事務局からは参加をするとい う方向で提案がされましたけど、これについていろいろお考えがあると 思いますので、お伺いをしたいと思います。</p>
田 中 委 員：	<p>いろいろと論点があると思えます。参加するものとするということに 対する審議と決議が必要となるのですが、それに当たってその前提とし て明らかにしておくべき点があるのではないかとということです。一つは これが行政調査なのか、教育活動なのかということを確認しておく必要 があると考えております。資料にあるように、文科省が主催となって教 育委員会・学校が協力をして実施をするものであることからすると、こ れは行政調査に該当すると思われます。もしも行政調査であれば、どう して教育活動の授業時間に行うのか。参加するなら明確な説明理由が必 要と考えています。行政調査である以上、児童生徒、保護者に対して不 参加の自由を保障しなければならないのではないかとというのが、一つの 大きな論点です。調査の時間に相当する授業時数が、本市では2学期制 も導入して、少しでも授業時数を確保しようと取組んでいる中で、ほぼ 丸一日時間を取るわけで、行政調査でも授業時数に充てることができ ると文科省は設定しているわけですが、そうであればその分、調査の時 間に相当する授業時数が削られて、その分教育を受ける権利、授業を受 ける権利が阻害される状況が発生するのではないかと考えています。児 童生徒が調査の不参加によって、欠課、欠席扱いにされた場合、当該 児童生徒に二重の不利益が発生することになるのではないかと。その 対応を考えておかなければ、参加するということを決断できないの ではないかとということです。次に決議の前提として確認すべき点とし て、教育委員としての質問ということになりますが、例えば通常の授</p>

業を進めることで学力をつける活動を優先するという一方で、受けない理由は何かと、あえて参加するという理由は何であろうかと改めてここで明確にしておく必要があるだろうということです。2点目ですが、学力と学習状況というのは、日常の学校生活で形成的評価、総括的評価、期末テスト等でその評価等をはじめとして、日常の教科活動、生活指導、生徒指導等の教科外活動で既に現場の先生は十分把握しているはずであって、さらにこの調査に参加する理由は何なのか、ということもしっかりと明らかにしておかなければならないと。また、この調査以外の既存の教育活動や調査では得られない有益な情報が更にここで得られるという前提がなければ、調査に参加する合理性にかけるのではないかと考えます。そこで得られる有益な情報とはいったい何なのかというところも、まだ私にとってははっきりしないところです。またいわゆる授業日、文科省の指定する日があるわけですが、実施するとした場合、生徒が仮に不参加した場合、その補習をどうするのか、欠課、欠席という不利益な扱い方をどうするのか。或いはそのところで授業が行われないことの不利益をどう考えるか、その対応を整理しておく必要があると思います。教育委員会としてどのような措置を取るのか、そこがはっきりしていなければ、安易に参加するとは言えないだろうと思います。また、審議に当たっての提案ということですが、代案ということではないですが、仮に参加を前提に話を進めるのであれば、これは可能なのかということがありますが、3点程上げさせていただきます。1つは、不参加を希望する保護者の対応をどうするか。実際はいないかもしれませんが、制度上、教育行政としてはしっかり責任を持って整理しておかなければならないわけです。2つ目として、授業時数の確保をどうするか。及び3点目、参加を希望する保護者、児童生徒の対応をどうするか。これら全てを満たす方法を検討してはどうかということです。例えば、指定日ではなく課外に実施することは検討に値するのか。また、この場合文科省が直接やるわけではなくて、業者に民間委託しているわけですが、指定日以外で行うと、集計の対象外となることが想定されますが、例えば参加したい保護者、児童生徒は例えば各自で参加することは可能なのか。保護者や児童生徒、学校の自己採点、自己集計が考えられますが、参加を希望するのであればこのような対応が必要になるのではないのでしょうか。私自身の教育委員としての現時点での結論ですが、参加を前提とするのであれば、教育委員会から学校、及び保護者、児童生徒へ実施をする明確で合理的な理由を提示する義務があると思います。また一方で教育委員会が決定権限があるわけですが、内容としては教育活動にかなり関わるものですので、先程校長会でも審議されたというお話もありましたが、教職員の積極的な同意、および授業日を丸一日を使ってもなお教育上必要であるという合理的な理由、あるいは明確な理由というのが学校から、教育委員会や保護者、児童生徒に対して本当に説明が出来ている状態なのか、その説明が示されていないならば教育委員としてこ

	<p>の時点では実施の判断ができないということです。ですので結論といたしましては、現状においては調査の参加、不参加を決定する判断材料が、少なくとも参加を決定する判断材料が、私自身は現状では欠けているのではないかと考えていますので、本件に同意することはできないというのが現状の判断です。或いは少なくとも継続審議とした上で、更なる情報や資料を踏まえて審議をすることが必要ではないかと。現時点では責任を持った判断ができないという結論と意見です。</p>
教 育 長 :	<p>田中委員からいろんな指摘がありました。非常に懐かしい、数年前、私が教育委員会事務局におりまして、こういった議論が活発になされて、新聞社、テレビ局が定例教育委員会の度に会場に押し寄せるというあの当時を思い出しました。田中委員のご指摘が4点ありますが、これも含めたところ、或いはこれ以外のところでも結構ですが、他の委員さんのご意見をお聞きしたいと思いますが、いかがでしょうか。私は19、20年度の2年間は、不参加ということを学校現場で説明をしてきましたが、21年度は参加の決定がされ、その時には参加するという理由を説明しなければいけないという状況に追い込まれまして、コピーをして学校で自己採点をし、有効な活用をするという理由で参加をする状況になったわけですけど、その当時の犬山市の教育委員会の動き、流れ等もご存じだと思いますが、千葉委員、どうでしょうか。</p>
千 葉 委 員 :	<p>以前、国へ働きかけてくださいということは、言ったことがあります。犬山市ではいろいろあり、参加することにしましたが、これが本当に必要があるか。莫大な国家予算を使ってやるメリット、デメリットを何も示さずに、ただずっとやり続けていいものなのか。そういうことを犬山が発信して、国に働きかけて欲しかったです。何年前に言ったことがあります。今も現実はこのままなんです。だからといって犬山は同意できないから参加しないということではなく、個々の子ども達のことを考えると保護者はどう考えるのか。参加する理由より参加しない理由は何でと考えられると思います。みんながやっているのに何で参加しないのかと考えられると思います。じゃあ一人ずつに、やる、やらないという調査をするのかとか。ちょっと話が混乱してしまいましたが、とにかく私は国に働きかけてこの予算を他へ使って欲しいという願いだけです。</p>
教 育 長 職 務 代 理 者 :	<p>田中先生のご意見は最もだなと思う部分があります。しかし、これだけメディアが発達した状況の中で、やらないということに対して、大変な興味を示されてしまうという現状があるので、そこに保護者の方も振られてしまうということがありまして、私自身はやらないということもやるということも両方わかるので。ただ言えることは、それぞれの学校で分析をされているのを見せていただきましたけど、ああいうことをそれぞれの学校が努力してやっていただいているということ踏まえると、さらに発展させていくというのがいいのではないかと私は思います。</p>

紀藤委員：	<p>私自身は参加すればいいと思っています。というのは、参加するにしても理由が必要、参加しないにしても理由が必要なのですが、全国的に取り組んできています。そして、これからの大学入試とかいろんな動きがここにもあるような気がするからです。今度から問題が変わってくるのかな。例題を見てもよく考えられているなと思います。私が今まで作ってきた問題もここまで考えられた問題は作っていないから、自分自身の勉強であり、子ども達の勉強であるので、子ども達は自分が指導した部分と違ったところでの能力を発見できるのかなと。中学校ではこの他に学力標準テストをやっていますので、あえてそれもやる、これもやるという必要性を感じてはいませんが、業者のテストはやるけれど、文科省のテストは押し付けみたいなので、どちらにするか迷われるのなら、参加していく。いろんな能力を子ども達は持っているので、いろんな部分で評価し、われわれはそれを高める方法を考えていくべくではないかなと思っています。もう一つ、欠席扱いにするかどうかは、これが確かに行政の調査であるならば、欠席扱いにはしてはいけないので、出席日数に入れずに行えば、別に問題はないのかなと思います。ただ、当日参加したかったけれど、病気で欠席した子には、調査には参加できないけれど、何等かのかたちでやらせてあげるチャンスがあればやらせてあげたいなと思います。</p>
小倉委員：	<p>私の結論としては、やはり納得いく理由があれば、参加をすべきだと思います。ここで問題提起をされていることとして、その出た結果が客観的評価なのかというところでもなく、ズルをしたり、成績の悪い子を抜いたりという問題がいろいろ起きていて、よくしたいというのはわかりますが、それで評価をして良かった悪かったと、喜んだり悲しんだりするのは何かおかしい気がします。子どものためになることでしたら、ぜひ参加をすべきだと思いますが、それで、学校や市町村や県の評価としてお話をされるのなら、なしなのではないかと思いました。勉強の部分ではなくて、子ども達が今心の中で何を抱えているかとか、どんな問題が起こっているのか、例えば本を読まなくなってきたりとか、知りたいこともいくつか調査の中にはあって、中身を精査してくださるならいいなと思いました。学力の部分と中身の部分が別々で評価されたらうれしいなと思いました。親としては、自分の子ども達や自分の町がどの位置にあって、よくできているとかの評価が出ていけば安心する材料になるから、親はやれやれときってしまふのかなと思います。子ども達にやりたいかと聞いたら、テストなんて嫌いだからやりたくない、その選択を自分でさせたらやりたくない人がいっぱい出てきて、それを出席にするとか欠席にするのかとかしたら、すごく複雑な問題になるんだなと田中委員のお話を聞いて思いました。</p>
教 育 長：	<p>今田中委員がここでおっしゃったことは、あの当時、平成17年、18年辺りに、こういった上で参加をするか不参加にするかを議論してきた覚えがあります。結果的に全国の市区町村の中で、唯一犬山だけが</p>

不参加という結論でした。先日お辞めになられた前川喜平という文科省事務次官の方とご一緒する機会がありまして、犬山的不参加のことが話題になりまして、どうして犬山に続く自治体が出て来ないのでしょうかねということ、あの方は言ってらっしゃいました。文科省としては行政調査だから、無理にやる必要はないし、やらないという声を上げる自治体が他にあっていいのではないかと思っているけれど、犬山以外に出てこないのは不思議ではないとおっしゃられていました。当時の全国の市区町村の教育長の意見を聞いても、2割～3割の教育長がやるべきではないと言いつつも、不参加を決定してこなかったという経緯もあったようです。犬山は犬山でいろんなことを議論してきたわけですが、私は当時の犬山市の教育委員会は参加をしようが、参加をしまいが、これは重要なことではないのではないかと、今になって思っています。参加をしなかったあの当時の判断は全ての殆どの市区町村が参加をする中で、唯一犬山は不参加という声を上げた勇気ある決断だったと思っています。2年後に、これまで犬山市の教育委員会が不参加を貫いてきたにも関わらず、あえて参加に転じた当時の教育委員会の判断も勇気のある決断だと思っています。どっちがいいかどっちが悪いかは別であります。ただ、犬山市の教育委員会の事務局にいて、改めて思う事は、参加をしようが参加をしまいが、それはあくまでも一つの現象であって、犬山市がやってきたことは、義務教育のあるべき姿を示してきた。義務教育はこうあるべきである。市町の教育、市町の学校づくりは市町の教育委員会が責任を持って果たすべきであるという姿を示してきたという点では、これは少人数もしかり、2学期制もしかり、学力テストの参加不参加もしかりだというふうに思っています。ですから当時、不参加から参加に転じた時、学校に説明に行かなければならないというのは大変だったわけですが、そういうことを思えば最終的に教育委員会で、委員さんの多数決で決めたことでありますけど、参加であろうが不参加であろうが、本来は参加すべきでないとずっと説明をし続けていたわけですので、非常に事務局の人間としては困ったわけですが、でも犬山がやろうとしてきたことは、義務教育のあるべき姿を示しそうとしてきたんだなということで、自分を慰めていた記憶があります。ただやはり委員の皆さんには、田中委員もこういった状況がわかった上でやはり、参加不参加の意思を表していただきたいというようなお気持ちもおありなのかなというふうに私は思っています。ここで例えばどうですか、参加しますか不参加ですかと今ご意見をお聞きすると、どういう結果が出るか非常にわからないわけですが、これだけの材料では参加不参加を決定することはできないと、出来れば継続審議とした上で、更なる情報、資料を踏まえた審議を要望するとおっしゃってみえるわけですが、もし時間的に猶予があれば、次回継続審議とすることが出来るのか、継続審議とすると県には報告していただくということになると思います。

紀藤委

質問よろしいですか。これは行政調査なのかどうか、明確にわかって

員：	いますか。
教 育 長：	これは明らかに行政調査です。
紀 藤 委 員：	以前には、抽出調査でよい時もあったと思うんです。わずかな政権だったですけど。今全校が参加しているということは、何らかの魅力が行政調査であるけれども、ちょっと違った意味合いで、結果の使い方は変な使い方をすれば、各校の競争になるし県の競争になって、こうやるんだと押し付けの教育になってくると思います。そうではなくて、犬山市の教育委員会としてはラインを引いて、きちんとやっていけば逆に生かせる調査にならないかな。私は生かせる調査にしていくべきではないかなと思います。ここでまた議論をして参加不参加とやることも大事なんですが、滝教育長もおっしゃったように、われわれの考え方はこの調査をどういうふうにするかによって変わってくる気がするのです。文科省が結果をマスコミに流して変な風に使えば変な教育になっていくが、いい方向いい方向に使っていけば、すごく役立つ調査になっていくのではないかと思います。それが先ほど言った業者テストをやって、ああだこうだということと同じだと思います。参加不参加を学校に任せることは教育委員会としてはしていけないと思います。文科省と教育委員会と学校が協力して行うものとうたっているということは、お互いうまくこれを利用しましょうということだと思います。確かにお金がかかるのもったいないと思います。他へ回してほしいという気持ちもありますが、私は参加して行ってより良き材料にしていきたいなと思います。
教 育 長：	これは学校対象に行う調査ではないので、受ける受けないは市町村の教育委員会が決定します。先程千葉委員がおっしゃった「国に働きかけてほしい」。実は私が事務局にいた時に、教育長と教育委員長と共に国会へ行って、文科省にこの調査をやめるような要望書を提出に行っております。ただ提出には行ったのですが、全くびくともしません。少なくとも悉皆調査ではなくて抽出調査にしたらどうかということも言ってきましたが、一回だけ抽出調査になりました。それから一度、東日本大震災の時にやめましたが、また復活しました。更に今の様子を見ますと、理科もやります。再来年は英語もやります。2020年からは小学校で英語が教科化されます。恐らく何年か後には小学校にも英語の調査が含まれてくると思います。ただひとつ、紀藤委員がおっしゃったこれから必要とされる能力というのは、A問題とB問題がありますが、基礎基本と活用の問題です。活用の問題というのは普段の学校の授業の中では扱わないことが多いといいますか、殆ど扱わない。でも恐らくこういった問題が毎回毎回B問題で出されるということは、国が子ども達に求めている学力というのは、ひょっとしたらこういうものなのかなと思わないでもないんです。要はピサの国際的な学力調査がありますが、あれではこういう問題が出されてくるわけです。かつては、日本は上位にいたのですが、だんだん日本の順位が下がって行って、近隣のシンガ

	<p>ポールだとか、アジアの後進工業国が上のほうに上がってくる。だから、経済界といいますか財界といいますか、日本の教育は何をやっているんだ、もっと上の方へいけるように教育をやれという圧力が、恐らく文科省関係にかかっているのでは。そういった言う事を聞かなければ、教育関係の予算は削るぞというぐらいの、多分状況なんです。前川喜平さんがお辞めになる時に「文科省は財務省からみたら蛇に睨まれた蛙だ」とおっしゃってみえたのが、印象的であります。文科省というのは数多い省庁の中でも、小さくなっていますが、大学の医学部も文科省の管轄ですし、将来を背負って立つ子ども達を教育するわけですから、もっと大きな、重要な立場に立てればいいのですが。いかんせん、お金を持っているのは財務省ですので、そういった方面のいう事を聞かなければ教育予算は認めないと言われてしまえば、分かりましたという状況しかないのかなという、そういった関係もわからないわけではないのですが。例えば参加をする決定をしたにしても、子ども達や保護者には参加に同意するかしないかの調査はしなければいけないと思います。うちの子を受けないようにしてくださいという保護者がいた場合、やはり受けない権利も認めなくてはいけないだろうと思います。逆に不参加を決定した場合は受ける権利は不参加を決定した以上は、受けてもらえないですね。一方的にやりますと言ってやるのではなく、保護者の意向を調査する必要はあるかなと思います。これがあるから欠席するという生徒はかつて私が経験する中にはなかったのですが、ただ調査を受けないなら、別室で学習する配慮が必要ですね。テストがあるから休むという扱いが出席か欠席か、出欠の扱いにしないのか、議論していかなければと思います。なんか議論が再燃してきたという思いであります。田中委員は、今ご自分の意見を出されて、他の委員さんのご意見を聞かれて心の変化がおりでしょうか。</p>
<p>田中委員：</p>	<p>参加するものとするという議案ですので、参加を前提としたことに対する意見としては、実施するのであれば、犬山市教育委員会としてのプロセスが大事だと思っています。やはりこういう点で完全に全国学力・学習状況調査を実際やっている取組と一致するわけではないので、国に働きかけて、もちろん箸にも棒にもかからないとしても、犬山市としてはそういうスタンスですよということを明確にしておくという事は大切なことです。やはり継続的に、抽出検査ではなぜいけないのか。国としての施策自身ですね。自治体のPDCAサイクルの検証の材料にしてくださいと言っていますが、まさに国にも当てはまることであって、本当に学力・学習状況調査で国としての施策PDCA改善は本当にしているのですかというスタンスは、地方自治体として国に対して働きかけはすべきだと思います。これは継続的に自治体から国に対する意見というのは必要かと思っています。今回慎重に審議すべきだと一番思っているのは、小倉委員がおっしゃったとおりで、一昨年、中日新聞で、学力調査を追っている記者がおりまして、やはり事前の学習をすごくしてい</p>

	<p>るところがあったり、もっとひどいところもあって新聞記事で明らかになっていますが、昨年の定例教で話題になりましたが、犬山市は他市町村と比べてやや高いとかやや低いというような表現はやはりふさわしくないだろうと。明らかに同じ条件で調査しているわけではない状態で比較するのは、全く意味はないどころか害である。やはり参加するのであれば、その仕方が非常に大事になってくると思いますので、犬山市としては他の事前に学習して臨んでいるような自治体とは比較しません、というスタンスで、最終的に結果を公表するにしても相対的という表現はやってはいけないと思います。やり方の問題で議論していく余地はあるかなと思いますし、最終的には反対と言っても多数決にはもちろん従いますので。やはり保護者がどう考えているのかということは重要なので、奥村委員が欠席されているのは残念です。そこも含めて慎重に決を採った方がいいかなと考えています。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p>国は都道府県の平均を公表しますが全く意味がないですね。例えば愛知県がどうだと言っても、この問題が出来ている子もいれば、出来ない子もいる。大事なのはこの子はどうかということなんですね。これを犬山に置き換えた場合も、全国平均の正答率はこれでした。犬山の正答率はこれでした。何ポイント高いとか低いとか。これは個々に返して、初めて意味があるだろうと。だから愛知県は他と比べてひどいですけど、愛知県は何かそれに対して手を打とうとしているか。国もピサの調査で、日本がだんだん復活してきたというのですが、あれに対して、特別、教育に対してこういう力が必要だとしたなら、この力を付けさせるために何か手を打ってきているかと言ったら、こういうテストをもっとやってこういう問題に慣れさせよということなんですね。この前の話だと、少なくとも、教師は事前に問題を読んで、子ども達にこういう力を付けさせるような指導をせよというようなことも、案に言っているんです。前は言わなかったです。練習してはいけないし、問題は漏らしてはいけないし、と言いながら、最近は少なくとも先生が事前に問題を把握しておいて、こういった問題が解けるような力を普通の授業でしているように言っているんです。前回、犬山が賛否を取った時、「汗の香川、涙の愛媛」という言葉がありました。要は、今は秋田や福井が上位を争っていますが、当時は香川県、愛媛県が1, 2位を争っていました。それは何かというと、出来ない子を休ませるとか、テストの最中の机間指導で見直しさせるとか、先生が集めた子どもの解答用紙を直したり、そういうことが問題になってやめになっていったんですね。そういった反省が生かされて、今回はそういう事象は起きていませんが、似たようなことはひょっとしたらあるかもしれません。秋田や福井はすごく家庭学習をさせられているそうです。かなり家庭学習に追われて、子ども達は大変な日々を過ごしていると聞きますが、だからといってそういう子が世に出た時に、世界で日本をリードするような立場に立って活躍しているかということも、ちょっと疑問があるのではないかとということです。</p>

	これについては、ここで賛否を決することは避けたいと思います。奥村委員が今日お休みですので、次回奥村委員が出席をされて、ご意見を聞いた上で、最終的な判断をしたいと思いますので、県のほうへは次回の定例教で決定しますと報告してもらいます。今回はそれでよろしいですか。次回までに時間もありますので、またお考えいただけたらと思います。
紀藤委員：	今の教育長のお話の、事前に問題を見ておくというのは、いつ頃からのことですか。
小川主事：	今度の問題を開封するというのではなく、過去の問題などを見て教員がそれを学習して指導するということです。
教育長：	普段、ああいった問題に子ども達は慣れていないので、何を答えていいかわからないという状況の子もいるので、過去の問題である程度子ども達がやり方が分かれば、そういった問題が出てもどのように解答したらいいかわかるということです。
紀藤委員：	昔、学力観について話し合ったことがあります。学力観もだんだん変わってきているなど、テストを見ながら私は思っています。人口知能が活躍する社会になって、ほとんどの働く場所が変わってくる、働き方が変わってくるといったらいんですかね。仕事の内容が変わるという時代に差し掛かっているのだから、その先を読んだ問題なのかなど、僕自身はそういう捉え方もしているんです。やはり知識とかただの思考力ではない、もっともっと上の物。今は人工知能が出てきているので、それを操れる人間がどんどん出てこないといけないという、そういう意味ではこれからどんな子ども達を育てていくのか犬山は。というのでまた新しい学力観も考えていかないと、犬山の教育は大きく変わっていかないとかなと思います。
教育長：	かつては知識理解が学力だと捉えて、それに対して自ら学ぶ力といいですか、情意面も含めて学力と捉えなくてはいけない。最近では思考力、判断力、表現力、さらに、横断的な教科、横断的な力という本当に何もかも含めて学力という考え方がされるようになってきたわけですけど。犬山がずっと目指してきたのは自ら学ぶ力という表現をしてきました。「基礎的な学力を身に付け、家族や友人を大事にし、地域を支え、自分の人生を大事にするとともに、生涯に渡って、自ら学び続けようとする、感性豊かな子ども」これが犬山が目指してきた学力でありますけれど、そういった子ども達の育成を目指して、教育委員会、学校現場一丸となって教育に当たっているわけですが、そんなことも含めて次回またこれについては議論をしたいと思います。よろしいですか。では継続審議ということにしたいと思います。 続きまして、第44号議案の審議に入ります。
教育	第44号議案
教 育	「犬山市学校食育推進委員会委員の委嘱」について、事務局お願いしま

長：	す。
武藤課長：	犬山市学校食育推進委員の委嘱については、犬山市附属機関設置条例第3条及び犬山市学校食育推進委員会規則第4条の規定に基づき、委嘱するために提案するものです。この委員会は市内小中学校における食育の推進並びに学校給食の運営及び管理に関する事項について審議するため設置するもので、名簿に記載の16名の方に委嘱の日から、今年度末までの期間で委嘱をするものとなります。今年度の委員会については、1回目を来週30日に予定をしております。新年度からの給食調理業務の委託業者の選考を中心の議題としまして、2月と3月に各1回ずつの合計3回の開催を予定しているものとなっております。
教育長：	今回は犬山南小、城東小、今井小、栗栖小、楽田小、池野小の6校が業者の切り替えの時期となっております。それに関わってこれだけの委員を委嘱し、次回からの業者の選定に当たるといっていますが、これについていかがですか。特にご意見がないようですので、第44号議案につきまして、お認めいただけますでしょうか。
各委員：	異議なし。
教育長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。続きまして、第45号議案の審議に入ります。
教育長：	第45号議案
教育長：	「犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱」について、事務局お願いします。
吉野部長：	犬山市伝統的建造物保存委員会委員の委嘱については、犬山市附属機関設置条例第6条並びに犬山市伝統的建造物保存委員会規則第4条の規定に基づきまして、提案させていただくものです。この委員会は、教育委員会の諮問に応じ、伝統的建造物及び伝統的建造物群の保存及び修理に関する事項について調査及び審議していただく機関ということになります。委員につきましては、ここに掲載の7名にお願いするものですが、新規で委嘱する方は中本町の代表の方で、町内会の推薦という形です。後の6名は再任で2年間の任期でお願いします。
教育長：	歴史まちづくり課は有形無形の文化財をたくさん抱えております。非常にひとつひとつが重たい部署でありまして、その世界の著名な方を委員にお招きして、施策を進めているわけですが、この伝統的建造物保存委員会もその一つでありまして、これは目に見える文化財であります。建物を修理するにも勝手にさわらないということで、いろいろご意見を伺いながら、修理の方法についても協議することになるということです。今提案があったようなとおりですが、これについてご意見ご質問はありませんか。
千葉委員：	教えていただきたいのですが、歴史まちづくり協議会というものがあります。この協議会と伝統的建造物保存委員会との交流的なことは全く

	ないのでしょうか。
吉野部長：	直接、委員どうしの交流はありませんが、歴史まちづくりの委員会の中では、例えば、伝統的建造物を修理するといったような状況の報告はしています。
教育長：	他にいかがですか。ないようですので、第45号議案につきましてご承認いただけますでしょうか。
各委員：	異議なし。
教育長：	異議なしと認めます。この件は承認されました。続きまして、第46号議案の審議に入ります。
教育長：	第46号議案
教育長：	「平成29年度要保護及び準要保護児童・生徒の認定」について、事務局お願いします。
武藤課長：	<p>今回の申請者は4名で、認定となります。認定児童生徒数は7名です。内訳は表のとおりとなっています。今年度トータルの認定児童生徒数は346名で認定率は5.5%となっています。昨年度同時期の認定児童生徒数が320名でしたので26名の増。昨年の同時期の認定率は5.1%でしたので、0.4%の上昇という状況になっております。</p> <p>それから、今年度から新たに新入学準備金の支給を始めます。これはランドセルや制服などの新入学学用品費に対する就学援助費の支給について、従来の就学援助の制度の中では入学後の8月に事後払いになっておりましたので、いったん、保護者の方は立て替え払いをするという形でしたが、経済的に困っている方への配慮ということから、運用を改善しまして、平成30年度の新入生から新入学準備金という形で前倒しで2月に支給するように改めるものとなっております。資料の5枚目ですが、対象となる児童生徒数の一覧となりますが、小学校への入学予定者では15名の方が認定、中学校への入学予定者では40名の方が認定となっております。小学校の入学予定者で不認定ということで3名いらっしゃいますが、この方たちについては、基準は従来の就学援助と一緒にですので、生活保護基準の1.3倍未満という認定基準を大きく超えていました。確認をしましたら、経済状況に関係なく、申請をすればもらえるものだと勘違いをされたようなケースのようでした。来年度に向けて周知文書についてもう少しわかりやすくするように改めたいと思っております。</p>
教育長：	今説明があったとおりですけれど、これについて何かご意見ご質問はありませんか。
教育長職務代理者：	小学生の申請者が18名というのは、人数的に言うと今まで就学援助は各学年30名近くあるのに、これが本当に周知されているのかということや、申請期間が間に合うのかということも含めてお伺いしたいです。

武藤課長：	私達も予算を考える段階で、今までの認定率からすれば、30名程度はあるだろうと想定していました。それが結果的に現段階で18名ということで、確かにまだ該当するのに、申請されていない方がみえるのかなと思います。周知については、小1の子については資料の新入学準備金支給までの流れを見ていただきますと、10月に就学時健康診断がありますので、その案内を対象の方全員に個別で送ります。そこに周知文書を同封してお送りしましたので、一応対象者には個別に全て案内はしているというふうに思います。それでも、申請されていないということは、該当しないという判断をされたのかなと現段階では思っています。ただ、事後にはなってしまいますが、新入学準備金で受け取らなかった方については、30年度になって認定がされれば事後の払いで受けることはもちろん出来ますので、そこで救済という言い方は適切ではないかもしれませんが、拾う事はできるのかなと思っています。
教 育 長：	また、入学説明会の折にも、学校から声をかけていただくこともできますし、再度文書も出ますか。
武藤課長：	はい。今年度から、就学援助については年度初めのところで、全ての方に就学援助制度の周知文書をお渡ししていますので、それでもう一度PRということが出来るかなと思います。
教 育 長：	他にいかがですか。
田中委員：	新入学準備金というのは全国に広がっているようですが、就学援助金の前倒しという表現を使わないのは、予算建てが違うからとか、何かあるのですか。就学援助制度の枠内という理解でいいのですか。
武藤課長：	就学援助制度の枠内で、新たな支給費目として、新入学準備金を設けたという恰好になります。
教 育 長：	他にいかがですか。ないようですので、第46号議案につきましてご承認いただけますでしょうか。
各 委 員：	異議なし。
教 育 長：	異議なしと認めます。この件は承認されました
	通信及び請願
教 育 長：	通信及び請願はありますか。
事 務 局：	ありません。
	協議・連絡
教 育 長：	協議・連絡に移ります。 (6)「いじめ防止に向けて」は個人情報に関することから、非公開扱いとさせていただきます、全ての案件が済んだ後で行いたいと思いま

	<p>す。予めご了承ください。</p> <p>最初に（１）「後援名義使用許可に関する報告」について、事務局お願いします。</p>
上原課長：	<p>今回提出させていただいたのは全部で９件です。新規が４件、継続案件が５件です。新規につきましては、No.2の「全国連合子ども観光大使IN愛知」、これは第４回となっております、これまで栃木、岡山、静岡で開催され今回愛知県で開催されます。観光庁が後援している事業となっております。No.6の「彫刻村2018展」につきましては、文化協会にも所属されている方が岐阜県で行っていましたが、今年度犬山で開催され、次年度は後援を取って開催されるという事になります。No.8の「全国桃太郎サミット日本ライン犬山」につきましては、目的は桃太郎のおとぎ話を通じて幸福の実現を図り、社会に広めるということで開催されます。「長唄「一の会」」につきましては、犬山出身の方で構成された会になりまして、南部公民館で演奏を行うというものです。</p>
教 育 長：	<p>これについて何かご意見ご質問はございますか。</p>
教育長職務代理人：	<p>No.6の彫刻村ですが、参加費は12名の方が支払われるのですか。</p>
上原課長：	<p>そうです。参加者がこれから作品を作っていきます。今年度も国際交流村でしまして、一般の方はそれを無料で観ることができました。</p>
教 育 長：	<p>他にはどうですか。ないようですので次にいきます。</p> <p>「犬山市教育振興基本計画」について、事務局お願いします。</p>
田中補佐：	<p>今回配布しました、教育振興基本計画につきましては、先月の定例教でいただきましたご意見を踏まえ、事務局で修正したものとなっております。併せて校長会で「学びの学校づくり」を提案したところ、校長会での意見も踏まえ修正しております。修正した箇所は青字でお示ししておりますので、ご意見等ありましたらよろしくお願いします。説明は以上です。</p>
教 育 長：	<p>これまで何度もこの場でご意見をいただいたものですが、手を加え、今こういった形になっております。総合教育会議でも議論をされることになっていくと思いますが、この教育振興基本計画につきまして、何かお気づきの点があるようでしたらお願いします。</p>
田中委員：	<p>これをまた、市長が変えるという段取りになるのですか。</p>
武藤課長：	<p>明日、市長との打ち合わせがあります。同じように事前にお渡ししてありますので、恐らくご意見があると思いますので、それを2月8日の定例教でお示しをしたいと思います。</p>
教 育 長：	<p>最終的に固まるのはいつになりますか。</p>
武藤課長：	<p>来月の2月22日の総合教育会議のところでは、最終にしたいなと思</p>

長：	っております。
教 育 長：	現時点では、教育委員会としてはこれでOKということで、お認めいただいたことにしたいと思います。では、次にいきます。 「犬山の教育施策 2018「学びの学校づくり」」について、事務局お願いします。
神 谷 主 幹：	まずは、「学びの学校づくり」も含めていろんなものがいっぱいありましたので、量を減らすことを念頭に割愛して文章を作成しました。 振興基本計画を受けて、施策の優先順など、加除修正を加えて、このようにしてあります。これにおいても校長会でも見ていただき、校長の意見も踏まえて作成してあります。
教 育 長：	今提案があったとおりですが、これについて何かございますか。特にないようですので次にいきます。 「犬山市部活動ガイドライン」について、事務局お願いします。
神 谷 主 幹：	今のところ、3つの中学校の説明を終えています。犬山中学校を残すのみとなっております。その後、1月31日に予定通り、1年生と2年生の保護者に対して通知をさせていただき、2月8日の入学説明会において、新1年生への説明となります。それから、各学校各部活動ごとの運営方針が決まって参りますので、それらを学校ごとの丁寧な方法で、保護者、生徒へ説明をし、4月を迎えるという形になってまいります。前回提案させていただいたものに、説明を付けるべきではないかとのことでしたので、部活動は人格の形成に大きく影響を及ぼすものであり、中学校のたゆまない熱心な支援は、その期待以上の成長を促してきました。しかしながら教員が心身共に健康で、質の高い教育活動を持続することは、子どもたち、保護者がそれ以上に望むことです。また、スポーツ障害・バーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえ、適切な練習時間や休養日を設定する必要があるということで、文章をまとめてみました。丹葉地区で、部活動ガイドラインを策定したのは犬山市だけです。県内でも、部活動ガイドラインを文科省や県に先駆けて作っているという話はあまり聞きません。丹葉地区の申し合わせ事項というものが平成27年度に出来ておりますが、丹葉地区の申し合わせ事項と違うところは、具体的な数字を標記しているということです。例えば「1か月前」とか「9月」・「第3日曜」・「1年生」・「陸上競技」といったところです。 それでは、各項目において少し補足させてください。最初の運営方針の説明です。新たな部活動ごとの運営方針が校長先生との相談の中で決まってくるので、それを説明する機会を設けてくださいと、学校に依頼してあります。部活ごとの差異が生まれます。例えば、この部は朝練が4月からありませんとか、土日はこんなふうにやりますとか、教員それぞれの選択が生まれます。それは校長先生が後ろ盾となるということ

	<p>になっています。練習計画表を1か月前に校長との面談で決め、配布します。作成する段階から、校長と、教員と生徒の健康状態を確認しながら進めます。早朝練習に関しましては、9月をめどとして中止の方向で進めてもらっています。業後の長い練習時間が確保できる、6・7月から朝練をやめるご判断をされる部活もあると聞いています。</p> <p>「教員の多忙化の原因が部活動だけではないのは明らかです。ここまで取り決めてきた手法だけでは、まだまだ解決にはほど遠い状況だと認識しています。しかし、このガイドラインは部活動の削減のボーダーです。ここまでは、生徒にとっても、家庭にとっても、労働者としての教師にとっても守らなければならない最低限のラインです」と、説明をして回っているところです。</p>
教 育 長 :	<p>今説明があったとおりですが、私が最初に冒頭で報告申し上げたように、教育委員会と校長会の連名で出すはずが、教育委員会だけのものになってしまいました。これは先ほど申し上げた理由があったということです。何かいかがでしょうか。</p>
小 倉 委 員 :	<p>校長先生がひっかかっているのは、早朝練習だけで、あとはいいですとおっしゃっているのですか。</p>
教 育 長 :	<p>一番問題にされているところは、早朝練習の3つ目の「平成30年9月をめどに段階的に早朝練習を取りやめる」の、この平成30年9月がめどなんです。将来的にいつということは明確にしないで、段階的に早朝練習を取りやめていく。もしくはそれに代わる措置を講ずるということについては、了解はされてみえますが、30年の9月というのが引っ掛かるみたいで、要は何かというと、校長会でも議論をしていますが、それを受けて、いかに学校へ帰って先生方と議論をされてきたかということなんです。だから十分議論してきた学校は、もう4月から対応できます。そういう学校もあります。十分に議論をしてこなかった学校はとてこれには間に合わない。31年の4月も難しい。ですから、連名でいこうとすると、どんどんこの日が延びていくんです。もうこれは教員の命に関わることで、少しでも早くこういったラインを決めないと、その間に過労死をする教員が出た場合、どう責任を取るのか。昨年の3月に岐阜県の郡上特別支援学校で、24歳の男性講師の先生が、長時間労働とパワハラによってうつ病を発症し、自殺をするという事件があったんです。この事件を受けて、弁護士の方が3名程度で、調査チームを立ち上げられて、調査をした結果、この件については、パワハラをした上司、多分特別支援学校ですので、小学部、中学部、高等部に部主事という学年主任のような方がいますが、そのパワハラを行った者はもちろんだけど、校長、教頭、教育長の責任が重いと。要は、学校を服務監督する立場である教育委員会、直に部下を指導する校長の責任は重いんだよと。要はそういった現状をどれだけ把握して、どういう手を校長として打ってきたか、教頭として打ってきたか。あるいは教育委員会</p>

	<p>の教育長として打ってきたのか。やるべきことをやったのか。それがなされてないので責任が重いということになれば、当然校長、教頭、教育長の責任になります。県立の学校でありますので、個人が責任を負うということはありませんので、岐阜県を相手取って、多分、訴訟が起こっていく。損害賠償になっていく可能性があると思っています。そういったことが、犬山では起きてはいけなし、それ以前に、先生方が過労死で命を落とすことが絶対にあってはいけない。ですから、そういったことが起こらない状況を、われわれが作っていく必要があるなということを、強く思っています。</p>
紀藤委員：	<p>教育委員会の名前で出すということはいいいのですが、校長会が同意しないのはこの一点と、今お聞きしたのですが、先日新聞にスポーツ庁が、週2日の休養日を設けるというガイドラインを作っている段階での話が出ていて、今、どこでもやり始めてきているので、犬山市がこうして先んじてやっていくのは、いいと思うので、ぜひ、校長が変わったから、顧問が変わったから、早朝練習の扱い方も変わったということがないように、9月をめどに段階的にと書いてあるので、10月になるか、11月になるかわからないけれど、やはりやっていくべくかなと思っています。といいますのは、以前勤めていた学校のPTAの人と懇親会がありまして、みんな保護者は過去の保護者で子ども達は大きくなって孫がいるという状況で、当時は、親として子どもを応援したいから早朝練習はぜひやってほしいといていたが、あの時は負担だったよねと、そんな本音も聞かれました。一宮市が一気にやめたのは、事故があったからですが、教育長はそういうことがないようにするためにやめるということなので、すごい英断で僕はいいなと思うので、ぜひ、校長先生方もそれを組み取って、あなたが変わってもこの方針は変わらないのか、あなたが変わったら変わるのか、顧問が変わったら変わるのか、変わらないのかというところを明確にしながら、学校の方針をきちっと作っていくべきかなと思います。ぜひ、保護者の声も聞いていただいて進めるのが、一番いいと思います。多分同意しない保護者はいないのではないかなと、理解してもらえらると思うのですが、ぜひ、教育委員会の名前だけでもいいので、出していただいて進めていただきたいと思います。</p>
教育長：	<p>校長会で意見を聞いたのですが、私が聞いた限り賢明な判断をされてみえたのはお一人だけですね。「これが教育委員会の名前で出ようが、連名で出ようが、校長はやらなければいけないんだ。責任は校長にあるんだ。」ということをおっしゃいました。その発言を聞かれて、多くの校長先生方がこれはどうあろうがやらなくてはいけないんだと、だったら教育委員会の名前だけでなく校長会の名前があってもいいのではと思うところだと私は思っております。最終的にまた返したんです。「教育委員会の単独の名前でいいんですね」と言ったら、「いい」という判断をされましたので、「わかりました。それならそれで行かせていただきます」という決断をさせていただきました。</p>

紀藤委員：	以前教育委員会での、教育視察で行った野々市市で、小学校の女の先生が過労死で亡くなりました。野々市市の教育委員会はすぐにタイムレコーダーの導入を決めて、時間管理をしましたが、校長先生からは反対もありました。仕事を持ち帰るだけだから、時間だけではない。時間だけでもきちんと制約し、あとは自分で何とかしていただかないと歯止めが利かないからという意見が書かれている教育新聞を読みながら、やはり教育委員会の立場としてはきちっと一線を引くべきかなと、これを見ながら思いました。ぜひ校長先生方にも協力をいただければ、進んでいくのかな。両方でうまくやっていくのが一番いいと思います。
神谷主幹：	まだ、犬山中は回っていませんが、3つの中学校を回らせていただいて、このように説明をさせていただく時の、教員の方達の聞く心持ちは、これをご理解いただいて、納得しながら聞いていただいていると私には見えました。ですから校長が教育長の意向を受けて、そのように上手に間を取り持ちながら、施策を続けていく方向でやっていただいているようでした。
教育長職務代理人：	先日事務協があって、その最後の意見交換で、この部活動のことを意見交換されて、犬山は一步進んで進めているんだなと実感しました。教育長始め、神谷先生を主導で進めていただければいいと思います。資料を確認させてください。前文を苦勞して入れていただいたと思いますが、2枚目3枚目と比べると1枚目は理解しづらいです。配られる前に補足をしていただけたらありがたいと思います。
教育長：	やはり簡単な表現のほうがわかりやすいということですね。他にいかがですか。
田中委員：	ガイドラインなんですが、一番の論点になっています3の3つ目ですが、これはあくまでもガイドラインの最低基準であって、それを上回るという事ですか、例えば学校によっては、平成30年の4月からスタートしますということもありうるということですか。
神谷主幹：	そのように計画しているところもあると聞いています。
教育長職務代理人：	部活指導員のような外部の方に委嘱されていくというように、将来的に持っていく、現在進んでいるでしょうけど、そういう方達への講習のようなものは考えてみえますか。私は部活動も大事な教育活動の一環だという大前提があるものだから、ただ技術を教えるという意味合いの指導員ではなくて、その辺りも踏まえて指導員になるべきだと思います。そういうことは、どうなっているかお聞かせください。
神谷主幹：	部活動指導員と言われるものは、平成13年から犬山市では取り入れてきていて、現在40名。その方達は犬山市の市民総合大学の健康に関する講座を受けていただくようお願いをしています。それ以外にも文化スポーツ課が計画をしている2回の研修会に出ていただくことになっています。

教育長職務代理者：	例えば青少年の心理学的なこととかも含めて講習として進めていただいていますか。もしやっていないなら、今後進めていただきたいと思います。要望です。
神谷主幹：	おっしゃる通りだと思います。学校教育課が雇います部活指導員。名前は同じなんですが、文科が指定して、その者は非常勤的な扱いで、雇い方は違いますが、校長が顧問としても命ずることができます。学校の顧問はお手伝いの方で本当の部活の指導の顧問はその方ができるといようなものなんです。3名を雇うように予算建てがしてあります。その者は計画では小学校の教員を選ぼうとしております。今のところ3分の2、それで確保しています。そうすると校長がその者に預ける時に非常に安心して預けられますので、そうすると中学校の顧問が全くいない状態でも、その者で引率もできる、対外参加もできるということになります。もちろん、その小学校の教員が返って多忙化にならないようにということで、学校長との協議は進めております。
教育長：	また、いろいろ進めていくと新たな問題が出て来るかもしれませんが、それはその時に慎重にと思っています。これから将来的に子どもさんが小学校、中学校にお通いになれる立場として、小倉委員、こういった今の状況は率直に一言でお願いします。
小倉委員：	別件で実家のほうの友達に電話をしました。教頭をやっている友達ですが、犬山でこんなことを考えているけど、どう思うかと意見を聞いたのですが、向こうのほうでは100時間の超過は当たり前のような、本当に苦しい状態にあるんだという話が返ってきて、犬山はある意味とても進んでいるんだなと実感できて、その友達は今いる先生を褒めて、褒めて頑張れるような状況を作っているのが教育委員会の仕事だと言われました。実際部活は自分もスポーツをやったので、自分の子どもにも頑張ってもらいたいと思っていますが、やはり先生が健康で心にゆとりを持って、勉強も部活もやっていただきたいので、きちんとしたラインを明確にしないと、心のある先生はずるずるとやっただけになってしまうので、ラインはきちんと学校として、教育委員会として持って、指導してもらいたいと思います。親としても。
教育長：	これに対して大きくご異論を唱えられる委員さんはお見えになりませんので、もう既にこのように進んでいますので、また後押しがいただけたらと思います。では次にいきます。 「教育関係者と教育委員との教育懇談会」について、事務局お願いします。
神谷主幹：	1月23日現在、事前の調査で20名の方が参加をしたいというご意向を示しておられましたので、その20名に配信した結果、今7名の参加希望が出てきています。25日が締め切りとなっています。本日は、資料の(2) ① ② ③を一括でご協議いただきたいと思っています。①の時間は90分、内容は②の通りです。司会を教育長に務めていただ

	き、懇談テーマについては、事務局あるいは、委員の代表の方から提案していただいたらどうかと思っています。いかがでしょうか。
教 育 長 :	司会は私の方で、取り回しをしたいと思います。テーマは委員さんではなく、事務局の方から提案した方がいいかなと思います。どんなテーマかにもよるかと思いますが、おそらく2学期制と学習指導辺りになってくるのではないかと予測はしています。学習指導というのは、少人数学級、少人数授業、TT等の常勤・非常勤の配置を含めたところでの学習指導ですけど。進路選択が2学期制とも絡んでくる内容ですので、あえて進路と取り出すのではなくて、2学期制との絡みで扱っていきけると思っています。いかがでしょうか。まずは役割分担ということですが、ぜひご自分がというお気持ちがあれば、提案をお願いしたいと思います。特に強いご意思はないようですので、事務局の方で分担してやらせてもらいます。懇談会のテーマですが、今言いましたように2学期制と学習指導ということで、それを通して、また進路選択のことも含めてということで、2つ位に絞ったらどうかと思います。本当は1つがいいのかなとも思いますが、いかがでしょうか。
千 葉 委 員 :	7名の参加予定の方の内訳を教えてください。塾の先生が多いのかどうか、それによってテーマも変わってくるかと思いますが。
神 谷 主 幹 :	2名が主任児童員で、あとの5人は学習塾の講師の方です。
千 葉 委 員 :	そういうことなら、2学期制と学習指導でいいかと思いますが、時間的に2つが出来るのかと心配です。1時間半で自己紹介や提案の説明とかやっているのと、それで時間を取ってしまうと思います。
教 育 長 :	2学期制についてということに絞って、その中で学習指導も含めて扱っていくということにしていきたいと思います。
教 育 長 職 務 代 理 者 :	少人数などについて、塾の先生はあまりご存知ないということでしたので、その辺りを事務局で適宜盛り込んでもらいながら、伝えていただきたいと思っています。
教 育 長 :	では、そんな形でいきましょう。テーマは一つに絞って、その中にいろいろ含めていく。そうすると話にも広がりや深まりが出てきますね。犬山の「学びの学校づくり」を大テーマにしておいて、サブテーマで「2学期制を通して」ということで、言葉はまた考えたいと思います。次の説明をお願いします。
神 谷 主 幹 :	平成29年度犬山市教育施策アンケートの事務局分析をご説明申し上げます。 教員以外の関係者についてですが、どの施策も、一般には認知されていない。学校関係者にのみ伝わればということではなく、どの方にも説明をしていくことが必要だと感じています。また、クロス集計によると、2学期制に理解がある方は、他の施策のことも知っているし、その施策が学力を上げていると感じているようです。Q17、学力がついている

	<p>かどうかは、外部には分かりにくいというのは当然であるが、一般的に少人数・TT・等の教育施策の教育効果は高いと認めている方が多い。これからも続けてほしいという意見も多く承っています。Q33、高い学力に到達できることに主眼をおいた教育施策を進めてほしいかという項目は、事務局が思っていたよりも低い値でした。Q36、塾からスキルを学んでほしいという質問に対しても、学習塾講師からの回答は40%と低く、目指している部分の違いを感じているのではないかと感じています。</p> <p>次に転入教員についてです。27年度の調査は無作為に400人に対して行いましたが、今回は犬山に転入後4年以内の教員55人です。Q17、進路指導に関しては、私たちが当たり前になってきている部分を新しい方に伝え切れていないのかもしれないと感じました。Q24、犬山市の教員でありながら4分の1は犬山の教育施策に興味がないと答えているので、もう一度教員自身に犬山の施策を見直す機会を設けなければと、校長とも確認しています。Q25、塾のノウハウを学びたい教員が予想外に高かったです。</p> <p>保護者については、平成27年度のアンケートと比べると低下している項目が多い。2学期制については、4分の1の方が賛成、5割の方が懐疑的な回答をされていました。</p> <p>それぞれの母集団が少ないので、客観的データとしては取り扱いにくいというご指摘はごもっともだと感じています。ただ、今まで実施したことがない新たな対象者への聞き取りは、次に進む道が見つけられ有意義であったと考えています。</p>
<p>教 育 長 :</p>	<p>説明があったわけですが、いろいろ読んでみますと、犬山市教育施策アンケートの記述回答の特に転入職員の関係ですが、「薄っぺらな学力ではない教育を目指していたはずの犬山の主義はどこかにいったのか?」。何も変わっていないが、この方はどこを見てそう思われたのか。「学び合いを大切にすることはいいが、学力が高まっているとは感じられない」「中学3年生の担任になり、2学期制の運用しにくさを感じている」。中3の担任だったら、2学期制は歓迎されるのではないか。どうしたことなのか。「2学期制では、テストの間に長期休みが入り、内容を忘れてまって、テストを迎える」。積み重ねをしていかなければいけないのに、内容を忘れさせてしまうような指導をしている教師自身の指導体制を見直してほしいと思います。「2学期制から3学期制に戻すところもある。戻す勇気も必要だ」。守っていく勇気も必要です。「3年生の私立学校に提出する評定は不利である」。子どもたちが行きたいと思うような高等学校は、だいたい評定ではなく当日のテストで評価をします。だから評定がいくら高くても当日のテストができなければ不合格です。それに、どうして評定が不利になるという考えがあるのかがわ</p>

	<p>かりませんので、ここは保護者に正直に話を伝えた方がいいのかなと個人的には思います。かつての教育施策に捉われ過ぎて、新しい教育方針に目がいかないように思います。特に英語が心配です。そういう動きを全く知らない。だからもっと教育委員会が中心となって、あんなこともやっています、こんなこともやっていますということを、もっとPRしていかなければいけない。神谷主幹と話をしていましたが、教育委員会のホームページを立ち上げて、例えば今日、この教科の授業改善委員会をやっていますとか、定例教でもこんな議論がされましたとか、そういったことをもっと発信していく必要があるのかなと思っています。新しく犬山にお見えになられた先生というのは、これまでの長年の積み重ねを一気に感じ取るのは難しいのかなと思います。シンポジウムという機会が無くなりました。来年度、出来る限り早いところで、犬山はこういう考えでこういう施策を進めてきたんだよということを、犬山の先生方にご理解いただく場をぜひ持っていかなければいけないと、神谷主幹ともお話をしたところです。これにつきましてもし何かあるようでしたらお願いします。</p>
<p>紀藤委員：</p>	<p>教育長がおっしゃったとおりでなと思うのは、転入教員ですが、「2学期制ではテストの間に長期休みが入り、内容を忘れてしまう」。これは学力観の違いになってくるし、この先生は知識理解の問題しか作っていないのかなと、そんなふうに思います。忘れるということ自体が詰め込みになってきていないかなと思います。「学び合いを大切にするのはいいが、学力が高まっているとは感じるができない」。多分「学び合い」というのを「話し合い」と置き換えてみえないかな。本来の犬山の学び合いとは少し違うのかなと思います。今は就職試験の面接でも、自分の意見を言って、自分が表現していることを評価されて、合否を決めているそんな世の中になってきているのに、表現するという事が非常に大切なので、ただの話し合いではなくて、裏付けたもの、データがあってそれに基づいて話しているかどうかというのが問題なので、どうなのかなと思います。それから、薄っぺらな学力という問題もあるけれど、本当に薄っぺらいのか。私は教育委員になって犬山の授業をずっと見せていただいています。人間関係がすごくいいかなと思っています。友達と話し合える関係、男女で上手に話している姿を見ながら、自分の意見を確実に相手に伝えることが出来ているんだと、ある程度説得力のある意見を言おうと思うと、それなりの勉強をしてくれているとか、知識も持っているだろうし、いろんな調べる方法の手立てもわかってきているのかなと思っています。新しくみえた先生方ももう少し学んでいく必要があると思います。後は塾の関係のところを見ると2学期制が不利と書いてあるのは、何学期制にしても不利な子は不利なのではないかと思っています。夏休み中に勉強したから高校へ行けるわけではなくて、小学校からの積み上げがあって行けると、捉えてもらいたいなと思います。ずっと一生涯学び続けるという姿勢を子どもたちに小さい時から養って</p>

	いく教育は間違いないのかなと思っています。
教 育 長 :	犬山以外の市町の先生方は、犬山の施策を批判的に見ていらっしゃる場所もあるのかなと思います。ですから初年度はこういった答えを書いていらっしゃる。だんだん犬山に慣れてみえと、同じ人間に調査をすると、数年後には全く違った回答が得られるかもしれないと思ったりするわけですが。他にどうですか。
田 中 委 員 :	懇談会についてですが、参加される方の自己紹介のところ、懇談する前提としてどの位塾の経営あるいは講師に携わってとか、少し時間を取ってその方の経歴を詳しく伺った上でお話をするほうがいいかなと思うところ、滝教育長はうまく回してくださると思いますが、児童委員の方とか塾関係者の方に、子どもの様子とか子どもの状況とか学校の外部で子どもと関わっている方が、子どもにとって何が必要と感じてみえるのか、子どもはどのような問題を抱えているのかというところ、外部の方が何を発見して、何を感じているのか、その程度に関わらずお話を聞くことが出来ればなと思っています。それに対して行政が何か、あるいは学校が出来る事は何かということを探る場になるといいかなと思う所です。あとは塾の場合ですと細かい点ですが学習で何につまづいているのか、どういう所つまづきやすいのかというところを、聞けるところは聞いてみたいと考えています。
教 育 長 :	他にどうでしょうか。では、そんな形で進めさせていただきます。では次にいきます。 「犬山シティマラソン・読売犬山ハーフマラソンの最終状況」について、事務局お願いします。
上 原 課 長 :	犬山シティマラソンは36回大会になりますが、今回1キロ、3キロ、5キロ、7キロの4種目で行われます。昨年度は5,009名申し込みがございましたが、今年度は4,107名でした。また、読売犬山ハーフマラソンにつきましては第40回大会になりますが、10,687名の申し込みをいただきました。今年度は10,648名でした。
教 育 長 :	犬山シティマラソンは、2割程減っているという事になりますか。これについてよろしいですか。では次にいきます。 「文化財防火デーに伴う犬山城などの無料開放」について、事務局お願いします。
吉 野 部 長 :	これは毎年やっていますが、趣旨につきましては資料に記載のとおりです。1月26日が文化財防火デーと制定されておりますので、これを受けて、犬山の文化財の施設である犬山城、犬山市文化史料館、中本町まちづくり拠点施設において、1月26日を文化財保護啓発の観点から無料開放といたします。その中で自主的な消防訓練ということで、犬山城で訓練を行います。文化財防火デーを周知するための看板の設置、チラシの配布も行います。昨年度は消防訓練の様子を多くのメディアの方に取り上げていただきました。

教 育 長 :	今説明があったとおりですが、何かございますか。特にないようですので、次にいきます。 「2月・3月行事予定表」について、事務局お願いします。
小 川 主 事 :	2月上旬に小学校の一日入学や入学説明会があります。2月8日には中学校の入学説明会があります。2月1日に私立高校の推薦入試が予定されており、7、8、9日に私立高校の一般入試があります。2月中旬には中学校1、2年生の期末テストが行われます。2月下旬には卒業生を送る行事が中学校を皮切りに行われ、3月に入りますと、小学校でも行われます。なお、中学校の卒業式は3月6日、小学校は20日、終業式は3月23日になります。公立高等学校の入試は3月8、9日と12、13日に設定されております。
教 育 長 :	何かご意見ご質問はございませんか。ないようですので自由討議に入ります。
	自由討議
教 育 長 :	自由討議に移ります。発言はありますか。
	○特になし
	そ の 他
教 育 長 :	事務局、ありませんか。
事 務 局 :	ありません。
教 育 長 :	これで、公開案件については終了します。最初にお願いしましたように、以後は、非公開で、「いじめ防止に向けて」を行います。
	「いじめ防止に向けて」 報告事案及びこれまでの継続事案についてのその後について説明後、以下の意見、説明があった。 ・一番心配なことはこういったことがあるのに、先生方が把握できずに、だんだんいじめが陰湿化していくということが怖いところです。 ・早期発見、早期対応が一番ですので、そういった観点で報告を聞きたい。
教 育 長 :	閉 会 以上をもちまして、1月定例教育委員会を終了させていただきます。

【次回開催】 定例教育委員会 2月8日（木）9：30 301会議室

上記会議録の顛末を記し、相違ないことを証するためにここに署名する。

教 育 長

教 育 長
職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

記 録 者